

有田市自主防災組織結成にあたって

1. 自主防災組織とは

自然や人為による災害から、命・財産・わが家・わがまちを守るための、地域のまとまった力が自主防災組織で、このまとまった力は、地域の人々の意志と意気込みと協力で作られるものです。

2. 自主防災組織結成の必要性

東南海・南海地震が同時発生した場合に想定される広域で巨大な災害では、各種の障害や悪条件が重なり、行政をはじめとする防災関係機関の活動能力は著しく制限されと考えられます。

このため地域住民が自主的に出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難などの防災活動を行っていくことが不可欠です。

しかしこうした活動を各自がばらばらに行動しても効果は少なく、むしろ混乱が増幅するおそれがあります。そこで、地域住民が団結し、組織的に行動することが必要となり、地域住民の自主的な集合体である自主防災組織の活動が最も効果的です。

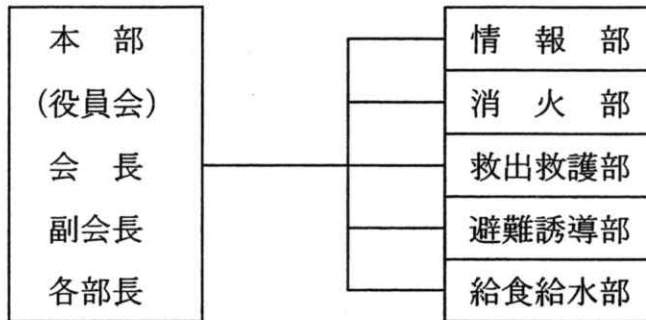
3. 自主防災組織の組織化の基準

自主防災組織は現在の単位自治会で結成することが望ましい。ただし、300世帯を越えるような自治会では分割、100世帯を下回るような自治会では近隣自治会との合併を考えることが望ましい。

4. 自主防災組織の構成（一般例）

下記の図の様に防災組織は、いくつかの専門の部門に分けて活動の範囲を区切ることで、より深く、細やかにアプローチできるようになります。

一例として、次の様な構成が考えられますが、特段とられずに地域の実情に即した組織編成を行うことが大切です。



5. 自主防災組織の活動

次の表に記載している活動内容が主なものですが、上記のように地域の実情に即した組織編成を行うことによって変更する、また、民生児童委員、日赤奉仕団、ボランティア団体等との協力体制をとれるよう日頃から連絡を密にする。

	平 常 時	発 生 時
情報部	<ul style="list-style-type: none">・ 防災意識の高揚を高めるため、広報紙の発刊や映画会等を開く。・ 情報伝達・収集の訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 正しい情報を伝える。・ 防災関係機関との連絡を行う。・ デマの防止に努める。
消火部	<ul style="list-style-type: none">・ 消化器の取り扱い方法と初期消火訓練を行う。・ 火気の取り扱い方の指導を行う。 (いずれも消防署等の協力を得る)	<ul style="list-style-type: none">・ 火の始末を徹底させる。・ 初期消火活動を行う。

救 出 救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・救出救護訓練を行う。 ・応急救護法の指導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救出救護を行う。 ・負傷者の応急手当および搬送をする。
避 難 誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を実施する。 ・地域の危険箇所を確認し、 対策を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を行う。 ・避難所での秩序維持を図る。
給 食 給水部	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し等の訓練を行う。 ・物資の備蓄・管理を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しおよび飲料水の確保をする。 ・物資の配給を行う。

(1) 会長の役割（平常時）

- ・地域の危険な場所などの実態を把握しておき、具体的な防災計画をたてておく。
- ・組織の防災計画の内容を理解しておく。
- ・地域住民に対して、防災訓練を積極的に行い、防災の知識や技術を高めるための指導を行う。
- ・市をはじめ消防署などの防災機関と地域住民とのパイプ役となるよう努める。
- ・お互いに助け合う地域の協力体制づくりに努める。
- ・他の自主防災組織や地域内の事業所などと防災の連携づくりに努める。
- ・お年寄りや体の不自由な人を把握し、救護体制づくりに努める。（プライバシー保護には十分気をつける。）

(2) 会長の役割（発災時）

- ・ 会長自らが率先して、地域ぐるみの防災活動を行う。
- ・ 地域の災害状況の把握に努め、適切な判断をする。
- ・ 自主防災組織の構成員に対して、強い信念の元に、冷静かつ的確で具体的な指示をし、組織的活動を行う。
- ・ 市をはじめ消防署などの防災機関との協力体制づくりをして、他の自主防災組織への協力にも応じられるように配慮する。

◎自主防災組織結成までの手順

- ① 各単位自治会で、自主防災組織の必要性について確認し結成への意志決定を行う。
- ② 自主防災組織は現在の単位自治会で結成することが望ましい。ただし、300世帯を越えるような自治会では分割、100世帯を下回るような自治会では近隣自治会との合併を考えることが望ましい。
- ③ 組織ができれば市に対し、自主防災組織結成届けを提出する。

自主防災組織結成届けの必要添付書類

- ・自主防災組織結成届出書（別紙様式）
- ・自主防災組織の規約（別紙規約様式例）
- ・組織図
- ・役員名簿
- ・世帯名簿（必要に応じて提出）

- ④ 書類審査の上、自主防災組織として、市に登録
- ⑤ 自主防災組織として、活動を開始
活動内容は、規約・活動計画により行う。